

## 富良野市資源回収ステーション整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内会・区会等による資源回収ステーションの設置費用の一部を補助することにより、家庭ごみの分別排出と資源リサイクルを推進することを目的として、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象となるのは、町内会・区会又は市長が事業推進上特に必要と認めた団体及び資源回収ステーション管理者（以下「町内会・区会等」という。）が設置する家庭ごみ用ステーションの排出容器又は飛散防止ネット（以下「ごみ排出容器等」という。）の購入に要した経費とする。

2 ごみ排出容器等は、市長が定めた形状規格を有するもの又はこれに準ずるものとする。

3 設置の期限は、市長が定めた日から翌年の2月末までに設置されたごみ排出容器等とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、ごみ排出容器等の購入に要した経費の50%以内とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助限度額は、1箇所41,000円以内とし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

### (補助金交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会・区会等は、別に定める補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

3 補助金の交付の決定を受けた町内会・区会等は、ごみ排出容器等の設置を完了したときは、別に定める事業完了報告書を市長に提出しなければならない。

4 補助金を受領した町内会・区会等は、ごみ排出容器等の設置に要した経費の支払いを完了したときは、別に定める事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。